

インフルエンザ登所届

保育施設に入所する児童がインフルエンザにかかった場合、発熱から5日を経過し、かつ、解熱日から3日を経過するまで登所することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するため、登所する際に本紙を保護者の方が記入し施設長に提出してください（医療機関が発行する治癒を証明する意見書等の提出は不要です）。まん延防止にご理解・ご協力をお願いいたします。

インフルエンザ登所届（保護者記入）

_____保育所長 様

クラス名: _____

児童氏名: _____

令和__年__月__日（医療機関名: _____）を受診し、インフルエンザと診断されました。（発症日: 令和__年__月__日）

令和__年__月__日現在、下記のとおり、「発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間」を経過し、登所が可能となりましたので届け出いたします。

保護者氏名 _____

記

罹患中の体温をはかり、記録してください。（平熱: ____ . ____℃）

発熱日 0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃
夜の体温	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃	____. ____℃
解熱薬使用	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有	無・有

【インフルエンザの登所規準】

発症した後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまでです。

	発症日	発症後 1 日	発症後 2 日	発症後 3 日	発症後 4 日	発症後 5 日	発症後 6 日	発症後 7 日
発熱後1日で 解熱の場合	発熱	解熱	→				注1	登所 可能
発熱後3日で 解熱の場合	発熱			解熱	→			登所 可能

注1: 発症後5日以内のため登園不可となります。

※発熱した日および解熱した日は0日と数えます。

※解熱とは、24時間以内に発熱しないことを言い、24時間以内に再び発熱した場合は解熱とはなりません。

※解熱後3日間とは、解熱薬を使用しないで発熱なくなり3日を経過したことをいいます。